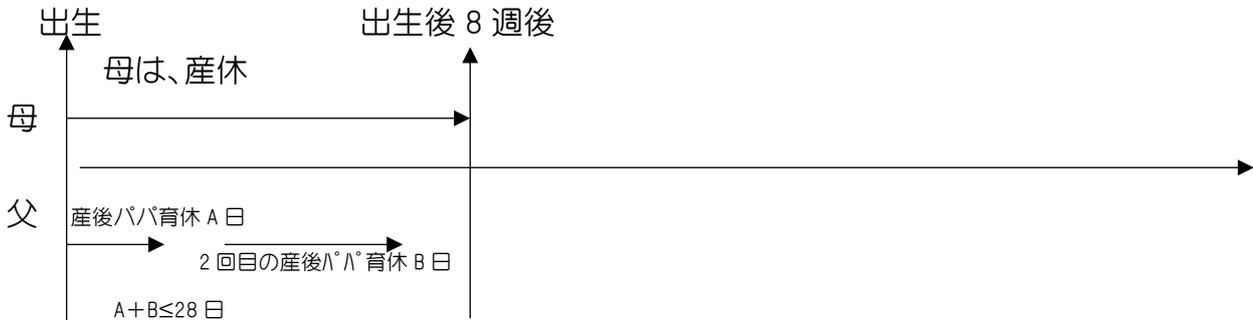


労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
 特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)
 河原社会保険労務士事務所 河原 清市
 埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554
 メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

産後パパ育休(出生時 育児休業)の創設等。 **Key word 育児介護休業法**

- 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みが創設されました。2022年10月 1日から実施です。
 具体的には、子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みがあります。出生時育児休業と言います。厚労省は、産後パパ育休と言いたいようです。
- ①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとしています。
 - ※現行の育児休業(1か月前)よりも短縮しています。
 - ②分割して取得できる回数は、2回としています。
 - ③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能としています。



4 週間の休業期間中は、就労日数は最大 10 日以下(10 日を超えるときは就労時間が 80 時間以内)という制限があります。

- 例 1 出生時育児休業を 2 週間取りますと、以下のような働き方が考えられます。
 会社の所定労働時間が 8 時間、1 週間の所定労働日数が 5 日の場合、
 → 4 週間の休業日数の場合は、10 日間最大限取れますので、
 4 週間は 28 日ですので、 28 日:10 = 14 日:X
 休業が 2 週間の場合は、5 日間だけ就労することができます。
 上限 5 日間 就労時間の上限は、5×8 時間=40 時間以内となります。
 休業開始と終了予定日の就業は 8 時間以内という制限もあります。

以上の条件を基にすると、以下のような働き方が出来ます。

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目
4時間	産パパ	産パパ	8時間	6時間	産パパ	4時間	産パパ	産パパ	産パパ	産パパ	産パパ	産パパ	6時間
1			2	3		4							5

まとめ 2 週間の産後パパ育休を取ると、5 日だけ働くことが出来ます。

- 例 2 産後パパ育休を 10 日間設定すると、本人又は会社の要請で就労できる日数は、

28日:10日=10日:X

$$X = \frac{10 \times 10}{28} = 3.57 = 4 \text{日間} \quad 4 \text{日間が、就労できる日数になります。}$$

(端数切り上げ)

就労日が4日を超える場合は、労働時間の合計が32時間以内になります。

④ 出生時育児休業給付金の額

14日間休業をした場合は、休業開始時賃金日額×67%×14日分支給日数は、180日分に含まれます。

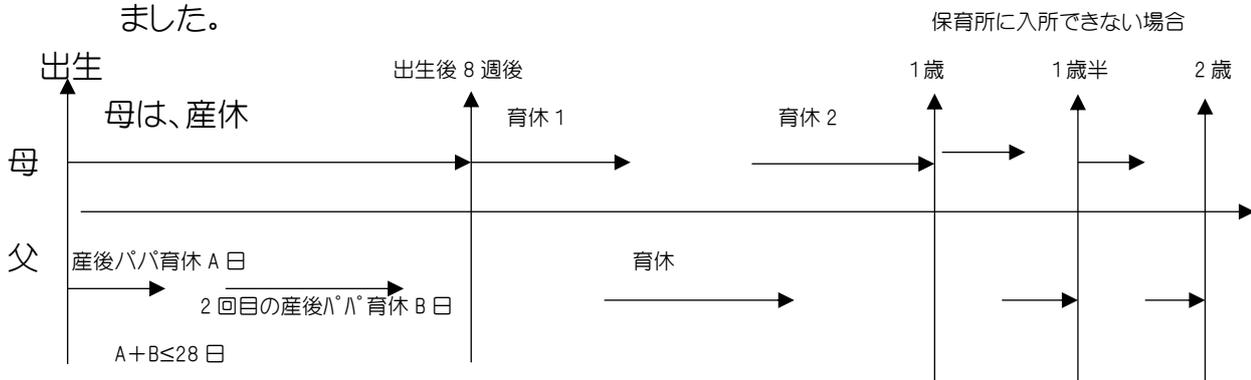
賃金日額が6,000円としますと、6,000円×0.67=4,020円

給付金=6,000円×0.67×14=5万6,280円が支給されます。

ここで、休業中に就労した場合は、支払われる賃金総額が、賃金日額×14日(支給日数)の13%を超えると支給額が減額され、80%以上の時は、給付金は支給されません。具体的には、支払われる賃金総額が、日額×支給日数の50%の時は、日額×支給日数×30(80-50)%が支給されます。注意として、賃金総額が、日額×支給日数の80%の時は、支給金は全額支給されない上に、日数もその分が消滅します。

2. 育児休業の分割取得 2022年10月1日から実施です。

1歳未満の子について、原則2回の育児休業まで、育児休業給付金が受けられるようになりました。



金額について、180日分までは67%、それ以降1歳になるまでが50%の支給になります。

3. 育児休業を取得しやすい雇用環境整備と個別の周知・意向確認の義務 2022年4月1日から実施

① 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

- ・育児、産後パパ育休に関する研修の実施
- ・相談体制の整備
- ・取得事例の収集と提供
- ・取得促進に関する方針の周知

② 妊娠・出産を申し出た労働者への個別の周知・意向の確認をする。

- ・育児・産後パパ育休に関する制度
- ・申し出先
- ・育児休業給付(金額等)に関すること
- ・社会保険の取り扱い

4. 有期雇用労働者の取得要件の緩和 2022年4月1日から実施

2022年3月31日までは、

有期雇用労働者が、育児休業取得には、2つの要件が必要です。

- ① 引き続き雇用された期間が1年以上
 - ② 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない
- 2022年4月1日以降は②のみになります。

5. 社会保険料については、その月に14日以上休業した場合は、その月の社会保険料は事業主分も合わせて免除になります。では、10月31日から11月3日まで休んだ場合は、10月分のみ免除になります。月末がKey word。賞与の支給については、1カ月以上の休業が対象になります。